

児童手当の制度が変わります

児童手当法が改正され、10月から支給対象年齢の拡大、所得制限の撤廃などが行われることとなりました。改正後の初回支給は12月です。

■ 内 容

	改正後	改正前
所得制限	所得制限なし	所得制限あり
支給対象	高校生年代まで	中学生まで
手当月額	・ 3歳未満 第一子・第二子：月額1万5,000円 第三子以降：月額3万円 ・ 3歳～18歳到達後の最初の3月31日まで 第一子・第二子：月額1万円 第三子以降：月額3万円 ※ 特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額	・ 3歳未満：月額1万5,000円 ・ 3歳～小学校修了まで 第一子・第二子：月額1万円 第三子以降：月額1万5,000円 ・ 中学生：月額1万円 ※ 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合には、特例給付として月額5,000円を支給
第三子以降の算定対象	22歳到達後の最初の3月31日まで	18歳到達後の最初の3月31日まで
支給月	偶数月(年6回) ※ 各前月までの2カ月分を支給	2月、6月、10月(年3回) ※ 各前月までの4カ月分を支給

町内で高校生年代までの児童を養育している保護者の方に9月上旬に確認書を送付します。手続きについては送付された書類を確認してください。

※ 住民票上の世帯が児童と同一の方、現在児童手当を受給している方へ確認書を送付します。児童手当を受給しておらず児童と離れて暮らしている方は子育て支援課へ相談してください。

■ 申請期限

9月30日(月)

申請の有無については送付された確認書または町ホームページを確認してください。

※ 受給資格者が公務員である場合は職場からの支給となります。職場へ申請してください。

■ 申請方法

郵送または子育て支援課の窓口で申請してください。

■ 申請・問い合わせ先

子育て支援課子育て支援係 ☎(48)1111(内1130)



▲町ホームページ

